

自転車でスマホ 青切符

歩道通行、傘差しは「指導警告」

警察庁、来年4月から制度開始

16歳以上が自転車で交通違反をした際に反則金納付を通告できる交通反則切符（青切符）制度が来年4月に始まるのを前に、警察庁は4日、取り締まりなどの考え方を周知する「自転車ルールブック」をホームページで公表した。スマートフォンを使用する「ながら運転」など事故につながりやすい違反は即、青切符の対象となる一方、歩道通行や傘差し運転などは悪質な場合を除き青切符の対象とせず、「指導警告」とするという。

坂井学国家公安委員長は記者会見で「イラストやデータを盛り込み分かりやすく解説した。指導取り締まりについて、青切符導入後も基本的な考え方は変わらない。被害者にも加害者にもならないよう安全運転に努めてほしい」と述べた。ルールブックでは青切符の対象となる代表例として、「ながら運転」（反則金1万2千円）、遮断踏切立ち入り（同7千円）、ブレーキのない「ペストバイク」（同5千円）などを挙げた。傘差しやイヤホン装着、夜間の無灯火での運転といった違反は原則として

指導警告の対象。片耳だけや骨伝導型などのイヤホンで、安全な運転に必要な音が聞こえるのであれば違反にならないとした。スタンドなどで固定した傘を差して運転する行為については明記していないが、担当者は「事故リスクが高まるのでやめてほしい」とした。

飲酒運転やあおり運転、実際に事故発生につながった違法運転などは、起訴を見据えた捜査が必要な交通切符（赤切符）の対象となる。

青切符導入後の自転車の指導取り締まりのイメージ



▲ 9月5日 福島民友新聞掲載

記事から知り得たこと

調べてわかったこと、考えたこと

疑問に思ったこと、調べてみたいこと

青切符制度の内容や制度導入の背景を踏まえ、あなたの考えをまとめてみましょう。また、「自転車ルールブック」について、ネットなどで詳細を確認してみましょう。

